

平成 29 年 11 月 17 日  
航空局航空機安全課

## 神戸製鋼所大安工場に対する立入検査の結果及び指摘事項の通知について

国産航空機については、国際的に我が国が設計・製造国として安全性に一義的な責任を有していることから、今後のMRJ等の量産化に向けて品質に万全を期すため、航空局は10月23日～25日の3日間、6人体制で神戸製鋼所大安工場（三重県いなべ市）に対し立入検査を実施しました。本日、その結果を踏まえ、神戸製鋼所大安工場に対し、指摘事項を通知しました。

### 【立入検査の結果】

立入検査の結果、事案発生後の再発防止策として検査データを不正に書き換えることのできないようにシステム変更が実施されていること等を確認したほか、新たに大きな不適切事案は確認されませんでした。

一方、根本原因に対する再発防止策が具体的でない、不適合処置に関する社内規定が不明確である等の課題がありました。

### 【指摘事項の通知】

神戸製鋼所大安工場に対し、根本原因に対する再発防止策の具体化、不適合処置に関する社内規定の明確化等、5項目の指摘事項（別紙参照）を通知し、改善を求めることとしました。

航空局としては同社において今回の指摘を踏まえ、適切に改善策が講じられるよう、引き続き適切に対応して参ります。

※神戸製鋼所は、11月10日付けで、大安工場を大安製造所に改称

問い合わせ先

航空局安全部 航空機安全課

課長 川上（内線：50201）、課長補佐 大井（内線：50202）

電話番号：03-5253-8111（代表）03-5253-8735（直通）

FAX : 03-5253-1661

## 立入検査結果通知書

Report of the Survey

## 1. 検査の対象 Object of Survey

株式会社神戸製鋼所 大安工場

## 2. 検査の目的 Inspection Associated

航空法第 134 条に基づき同法の施行を確保するため

## 3. 所見指摘事項 Comments

番号 No.	指摘事項 Comments	備考 Remarks
	平成 29 年 10 月 23 日から 25 日に実施した立入検査における指摘事項の詳細は、国空機第 1717 号 別紙のとおりである。	

## 4. 立入検査における指摘事項は 3 項のとおりであることを通知する。

The comments as a result of the survey are hereby notified as in Block 3 above.

平成 29 年 11 月 17 日

Date issued: November 17, 2017

航空局 安全部  
航空機安全課

番号 No.	指摘事項 Comments	備考 Remarks
NO.1	<p><u>原因と再発防止策の検討状況の確認結果</u></p> <p>データ改ざんの理由である本社からの“スケジュールプレッシャ”等の根本的原因に対する具体的な再発防止策を講じること。</p>	
NO.2	<p>材料検査証明書(ミル・シート)発行時に規定値外が発見された場合の不適合処置が規定されていないことから、社内規定に明確化すること。</p>	
NO.3	<p>品質管理部門の管理者として業務を行う上で最低限必須となる知識を付与するための教育が未だ実施されていない事例があったことから、必要な教育訓練が確実に実施されるよう制度を見直すこと。</p>	
NO.4	<p><u>自主確認作業の検証結果</u></p> <p>自主確認に使用しているデータシートの一部に誤記等があり、自主確認作業の正確性に疑義があるため、再確認及び必要に応じ自主確認体制の強化を行うこと。</p>	
NO.5	<p><u>その他</u></p> <p>試験分析室において、規定に従った管理が行われていない試験片や計測機器が見受けられたことから、社内規定に従った日常管理を徹底すること。</p>	